

平成 21 年 7 月 14 日  
原子力安全・保安院  
中国四国産業保安監督部四国支部

## 四国電力株式会社に対する一般用電気工作物に係る 調査業務の確実な実施の指示について

中国四国産業保安監督部四国支部は、四国電力株式会社池田支店、中村支店及び宇和島支店八幡浜営業所において判明した「一般用電気工作物の定期調査の一部不履行」について、平成 21 年 6 月 16 日付けで同社に対し、電気事業法第 106 条第 3 項の規定に基づき事実関係及び再発防止対策の報告を指示(当支部 HP にて公表済み)していました。

同社からは、事実関係及び再発防止対策について、本日(平成 21 年 7 月 14 日) 報告書の提出がありました。

当支部は、同報告を受理するにあたって、同社に対し厳重注意するとともに、今後の一般用電気工作物の調査業務の確実な実施について指示しましたのでお知らせします。

### 1. 不適切な事実の概要

#### (1) 定期調査実施予定の一般用電気工作物における定期調査の期限超過

平成 21 年 6 月以降に定期調査を実施する予定であった一般用電気工作物について、前回調査年月から調査予定年月までの期間が、定期調査の期限(4 年)を超過している事例が、計 10 地区(725 件)で確認された。

なお、その後の詳細調査において、対象外の自家用電気工作物を除外するとともに契約廃止中のものを加えたこと等により件数の増減があり、最終的な調査対象は 734 件となった。

#### (2) 定期調査実施済みの一般用電気工作物における定期調査の期限超過

平成 21 年 5 月末までに定期調査を完了していた一般用電気工作物について、定期調査の間隔を確認したところ、定期調査の期限(4 年)を超過していた事例が、計 5 地区(195 件)で確認された。

## 2. 原因及び再発防止対策

原因としては、一般用電気工作物の定期調査の実施計画を管理している「定期調査管理システム」において、内容を一部変更する手続の際にその入力を誤ったこと、「定期調査管理システム」に定期調査の期限超過を確認する機能がなかったこと、入力後に変更内容が出力される書類の確認作業が行われていなかったこと、変更手続における確認方法が明確化されていなかったこと等により適切な期限管理が行われていなかった。

再発防止対策としては、「定期調査管理システム」におけるチェック機能の強化及び帳票の様式変更など確認方法の明確化を図るとともに、同社他設備についても期限管理について同様の問題がないか確認を行い、水平展開を図ることとしている。

## 3. 未実施の一般用電気工作物における定期調査の結果

定期調査が未実施であった一般用電気工作物の定期調査については、同社が平成 21 年 6 月 16 日から 6 月 19 日の間に、調査対象の 734 件全てについて技術基準への適合状況を確認し、その結果をお知らせするとともに、今回の状況説明とお詫びを面会又は書面により行っている。

また、定期調査実施済みの一般用電気工作物における期限超過 195 件についても、状況説明とお詫びを面会又は書面により行っている。

## 4. 当支部の評価及び今後の対応

原因の分析及び再発防止対策は妥当なものであると考えられ、今後、立入検査により、再発防止対策の実施状況及び効果を確認していきます。

(本発表資料のお問い合わせ先)

中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課

担当者：見村課長、大久保補佐

電話：087-811-8584(直通)

平成 21・07・14 産保四第 1 号  
平成 2 1 年 7 月 1 4 日

四国電力株式会社  
取締役社長 千葉 昭 殿

中国四国産業保安監督部四国支部長 市原 秋男

一般用電気工作物に係る調査業務の確実な実施について（指示）

貴社池田支店、中村支店及び宇和島支店八幡浜営業所における一般用電気工作物の定期調査の一部不履行については、電気事業法第 106 条の規定に基づき、平成 21 年 6 月 16 日付け平成 21・06・16 産保四第 2 号により事実関係及び再発防止対策の報告を指示し、本日、報告書の提出を受けたところです。

報告された定期調査管理システムにおける誤入力や確認体制の不備により、複数の事業場において期限内に定期調査が実施されない事態が発生したことは大変遺憾であり、ここに嚴重に注意します。

今後は、再発防止対策を確実かつ継続的に実施することにより、一般用電気工作物定期調査を確実に実施するとともに、貴社設備についても期限管理の徹底を図るよう指示します。

（電力安全課主管）